

## (参考1) 企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」新旧比較

以下の比較表では、改正部分（参照先を含む項番号の変更を除く。）に下線を付している。

改正前	改正後
<p>2. 従来から、1株当たり当期純利益は商法及び証券取引法に基づいて、また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は証券取引法に基づいて開示が要求されている。平成13年6月及び11月の商法改正において、自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株予約権付社債の導入などが行われたことを契機として、<u>今般、当委員会</u>は、国際的な会計基準の動向も踏まえて、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法を会計基準として定めることとした。また、平成14年9月25日に、<u>本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」</u>が公表されているため、<u>本会計基準の適用に当たっては、当該適用指針も参照する必要がある。</u></p> <p>なお、本会計基準は、開示項目としての1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法を定めたものであり、損益計算書における当期純利益の算定等、会計処理に影響を与えるものではない。このため分子となる当期純利益の調整は、分母となる株式数の調整等に伴って必要とされるものに限定されることに留意する。</p>	<p>2. 従来から、1株当たり当期純利益は商法及び証券取引法に基づいて、また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は証券取引法に基づいて開示が要求されてきた。平成13年6月及び11月の商法改正において、自己株式の取得及び保有規制の見直し、種類株式制度の見直し、新株予約権及び新株予約権付社債の導入などが行われたことを契機として、<u>当委員会</u>は、国際的な会計基準の動向も踏まえて、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法を会計基準として定め、平成14年9月25日に公表した。</p> <p><u>本会計基準は、会社法（平成17年法律第86号）が平成17年7月26日に公布されたこと及び平成17年11月29日に企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」が公表されたことなどに伴い、平成14年9月25日に公表した会計基準（以下「改正前基準」という。）に所要の改正を行ったものである。</u></p> <p>また、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」<u>（最終改正平成18年1月31日）</u>が公表されているため、<u>本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。</u></p> <p>なお、本会計基準は、開示項目としての1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法を定めたものであり、損益計算書における当期純利益の算定等、会計処理に影響を与えるものではない。このため分子となる当期純利益の調整は、分母とな</p>

改正前	改正後
	る株式数の調整等に伴って必要とされるものに限定されることに留意する必要がある。
5. 「普通株式」とは、 <u>商法上のいわゆる普通株式</u> をいう。	5. 「普通株式」とは、 <u>株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式</u> をいう。
7. 「配当優先株式」とは、普通株式よりも <u>利益配当請求権が優先的な株式</u> をいう。	7. 「配当優先株式」とは、普通株式よりも <u>配当請求権（剰余金の配当を受ける権利）が優先的に認められる株式</u> をいう。
8. 「優先配当」とは、配当優先株式における優先的な <u>利益配当</u> であって、本会計基準では留保利益から行われるものをいう。	8. 「優先配当」とは、配当優先株式における優先的な <u>剰余金の配当</u> であって、本会計基準では留保利益から行われるものをいう。
11. 「転換証券」とは、普通株式への転換請求権若しくはこれに <u>準じる</u> 権利が付された金融負債（以下「転換負債」という。）又は普通株式以外の株式（以下「転換株式」という。）をいい、例えば、一括法で処理されている新株予約権付社債や <u>転換予約権付株式</u> が含まれる（第 46 項参照）。	11. 「転換証券」とは、普通株式への転換請求権若しくはこれに <u>準ずる</u> 権利が付された金融負債（以下「転換負債」という。）又は普通株式以外の株式（以下「転換株式」という。）をいい、例えば、一括法で処理されている新株予約権付社債や <u>一定の取得請求権付株式</u> が含まれる（第 43 項参照）。
14. 第 12 項にいう普通株式に係る当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から、 <u>利益処分</u> に関連する項目で普通株主に帰属しない金額（以下「普通株主に帰属しない金額」という。）を控除して算定する。	14. 第 12 項にいう普通株式に係る当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から、 <u>剰余金の配当</u> に関連する項目で普通株主に帰属しない金額（以下「普通株主に帰属しない金額」という。）を控除して算定する。

改正前	改正後
<p>15. 第 14 項にいう普通株主に帰属しない金額には、<u>例えば、以下が含まれる。</u></p> <p><u>(1) 利益処分による優先配当額（第 16 項参照）</u></p> <p><u>(2) 利益処分による役員賞与金（取締役及び監査役に対する賞与）の額（第 17 項参照）</u></p>	<p>15. 第 14 項にいう普通株主に帰属しない金額には、<u>優先配当額（第 16 項参照）</u>などが含まれる。</p>
<p>16. 第 15 項(1)にいう普通株主に帰属しない金額に含まれる<u>利益処分による優先配当額</u>は以下による。</p> <p>(1) 累積型配当優先株式（第 49 項参照）の場合 1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係る要支払額</p> <p>(2) 非累積型配当優先株式（第 49 項参照）の場合 1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間の<u>利益に係る処分</u>を基礎として算定した額</p>	<p>16. 第 15 項にいう普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は以下による。</p> <p>(1) 累積型配当優先株式（第 46 項参照）の場合 1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係る要支払額</p> <p>(2) 非累積型配当優先株式（第 46 項参照）の場合 1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に<u>基準日が属する剰余金の配当</u>を基礎として算定した額</p>
<p>17. 第 15 項(2)にいう普通株主に帰属しない金額に含まれる<u>利益処分による役員賞与金の額は、1 株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間の利益に係る処分を基礎として算定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>20. 当期に株式併合又は株式分割が行われた場合、普通株式の期中平均株式数は、当期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。</p>	<p>19. 当期に株式併合又は株式分割（<u>同一種類の株式が交付される株式無償割当て等、株式分割と同様の効果を有する事象の他、時価より低い払込金額にて株主への割当てが行われた場合に含まれる株式分割相当部分を含む。以下同じ。</u>）が行われた場合、普通株式の期中平均株式数は、当期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。</p>

改正前	改正後
<p>30. 第 29 項にいう当期純利益調整額は、以下の金額とする。</p> <p>(1) 転換負債に係る当期の支払利息の金額、社債発行差金の償却額及び利払いに係る事務手数料等の費用の合計額から、当該金額に課税されたと仮定した場合の税額相当額を控除した金額</p> <p>(2) 転換株式について、1 株当たり当期純利益を算定する際に当期純利益から控除された当該株式に関連する普通株主に帰属しない金額（第 14 項参照）</p>	<p>29. 第 28 項にいう当期純利益調整額は、以下の金額とする。</p> <p>(1) 転換負債に係る当期の支払利息の金額、社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合における当該差額に係る当期償却額及び利払いに係る事務手数料等の費用の合計額から、当該金額に課税されたと仮定した場合の税額相当額を控除した金額</p> <p>(2) 転換株式について、1 株当たり当期純利益を算定する際に当期純利益から控除された当該株式に関連する普通株主に帰属しない金額（第14項参照）</p>
<p>33. 当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には重要な後発事象として取り扱う。このため、以下のように、当該株式併合又は株式分割の影響を反映した前期及び当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を、当該株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。</p> <p>(1) 第 32 項に準じて算定された前期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益</p> <p>(2) 第 20 項に準じて算定された当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益</p>	<p>32. 当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には重要な後発事象として取り扱う。このため、以下のように、当該株式併合又は株式分割の影響を反映した前期及び当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を、当該株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。</p> <p>(1) 第 31 項に準じて算定された前期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益（ただし、前期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益が、<u>当期の財務諸表との比較形式で開示されていない場合には、この限りではない。</u>）</p> <p>(2) 第 19 項に準じて算定された当期の 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>35. 本会計基準は、平成 14 年 4 月 1 日以後開始する中間連結会計期間及び中間会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）並</p>	<p><b>適用時期</b></p> <p>34. <u>平成 18 年 1 月 31 日改正の本会計基準</u>（「以下「改正基準」という。」は、<u>会社法施行日以後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに連結会計年度</u></p>

改正前	改正後
<p>びに連結会計年度及び事業年度（以下「事業年度等」という。）に係る連結財務諸表及び財務諸表（以下「財務諸表等」という。）から適用する。</p>	<p>及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表から適用する。  <u>なお、改正基準の適用前の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、改正前基準による。</u></p>
<p>36. <u>本会計基準は、平成14年4月1日前に開始する中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び事業年度等に係る財務諸表等についても適用することができる。この場合には、その旨を注記するものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>37. <u>本会計基準を最初に適用する中間財務諸表等及び財務諸表等において、本会計基準の適用は会計基準の変更による追加情報に該当し、追加的に開示する額は次の(1)又は(2)の方法によるものとする（第67項参照）。</u></p> <p><u>(1) 前中間会計期間等に係る中間財務諸表等及び前事業年度等に係る財務諸表等において採用していた方法により算定した当中間期の1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益</u></p> <p><u>(2) 本会計基準を適用して算定した前中間期の1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益並びに前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>38. <u>本会計基準は、第20回企業会計基準委員会に出席した委員11名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>35. <u>改正基準は、第97回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。</u></p>

改正前	改正後
39. 第 20 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。(略)	36. 第 97 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。(略)
43. 本会計基準で対象とする普通株式(第 5 項参照)は、 <u>1 株 1 議決権(商法 241 条第 1 項)並びに株式数に応じて利益配当を受ける権利(商法 293 条)及び残余財産の分配を受ける権利(商法 425 条)を基本とする。</u>	40. 本会計基準で対象とする普通株式(第 5 項参照)は、 <u>権利内容に制限のない標準となる株式であり、普通株主(第 6 項参照)は、株式数に応じ、配当請求権(剰余金の配当を受ける権利)、残余財産分配請求権(残余財産の分配を受ける権利)及び株主総会における議決権を有する。</u>
44. 本会計基準で対象とする配当優先株式(第 7 項参照)には、 <u>利益配当請求権</u> は普通株式より優先するが、残余財産分配請求権は劣後する混合株式も含むものとする。	41. 本会計基準で対象とする配当優先株式(第 7 項参照)には、 <u>配当請求権</u> は普通株式より優先するが、残余財産分配請求権は劣後する混合株式も含むものとする。
48. 1 株当たり当期純利益の算定の目的は、普通株主に関する企業の成果を示すことにある(第 3 項参照)ため、普通株主に帰属しない優先配当は、1 株当たり当期純利益の算定上、損益計算書上の当期純利益から控除することが適当である(第 15 項(1)参照)。	45. 1 株当たり当期純利益の算定の目的は、普通株主に関する企業の成果を示すことにある(第 3 項参照)ため、普通株主に帰属しない優先配当額は、1 株当たり当期純利益の算定上、損益計算書上の当期純利益から控除することが適当である(第 15 項参照)。
49. ある会計期間における優先配当が定められた額に達しない場合に、その不足額を累積し次の会計期間以降の利益からその累積した不足額を支払うかどうかにより、配当優先株式は累積型と非累積型とに分類される。普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は、累積型配当優先株式の場合、定められた優先配当額に達しないときの当該不足額が翌会計期間以降に優先的に支払われるため、社債に係る支	46. ある会計期間における優先配当が定められた額に達しない場合に、その不足額を累積して次の会計期間以降の利益からその累積した不足額を支払うかどうかにより、配当優先株式は累積型と非累積型とに分類される。普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は、累積型配当優先株式の場合、定められた優先配当額に達しないときの当該不足額が翌会計期間以降に優先的に支払われるため、社債に係る支

改正前	改正後
<p>払利息と同様に、当該会計期間に係る要支払額を算定し、また、非累積型配当優先株式の場合には、<u>利益処分</u>により決定する当該優先株主に帰属する額を基礎として算定することが適当であると考えられる。</p> <p>なお、累積型配当優先株式において、定められた優先配当額に達しないときの過年度の不足額は、過年度の1株当たり当期純利益の算定において既に反映されている。このため、当期の1株当たり当期純利益の算定において、当該不足額は考慮せず、普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は、当該会計期間に係る要支払額となることに留意する。</p>	<p>支払利息と同様に、当該会計期間に係る要支払額を算定し、また、非累積型配当優先株式の場合には、<u>剰余金の配当の決議</u>により決定する当該優先株主に帰属する額を基礎として算定することが適当であると考えられる。</p> <p>なお、累積型配当優先株式において、定められた優先配当額に達しないときの過年度の不足額は、過年度の1株当たり当期純利益の算定において既に反映されている。このため、当期の1株当たり当期純利益の算定において、当該不足額は考慮せず、普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額は、当該会計期間に係る要支払額となることに留意する<u>必要がある</u>。</p>
<p>50. 我が国の場合、現状、<u>期末後の株主総会において利益処分案が決議され優先配当額が決定されるが、1株当たり当期純利益の算定上、普通株主に帰属しない金額に含まれる非累積型配当優先株式の優先配当額は、決議された株主総会の日の属する会計期間の当期純利益から控除するのではなく、対象となる会計期間の利益に係る処分を基礎として算定し、当該会計期間の当期純利益から控除することが適当と考えられる（第16項(2)参照）。</u></p> <p><u>なお、利益処分の会計処理については、通常、会計期間において確定した利益処分を基礎とする方式（以下「確定方式」という。）によって行われているが、連結決算の場合には、当該会計期間の利益に係る処分を基礎とする方式（以下「繰上方式」という。）によることもできる（連結財務諸表原則 第六 一 3 参照）。普通株主に帰属しない金額に含まれる優先配当額を当該会計期間の利益に係る処分を基礎</u></p>	<p>47. <u>期末後の株主総会又は取締役会において剰余金の配当の議案が決議され優先配当額が決定される場合、1株当たり当期純利益の算定上、普通株主に帰属しない金額に含まれる非累積型配当優先株式の優先配当額は、決議された株主総会又は取締役会の日の属する会計期間の当期純利益から控除するのではなく、基準日の属する会計期間の剰余金の配当を基礎として算定し、当該会計期間の当期純利益から控除することが適当と考えられる（第16項(2)参照）。</u></p> <p><u>なお、1株当たり当期純利益を財務諸表に開示する際に剰余金の配当の議案がまだ決議されていない場合には、普通株主に帰属しない金額は、剰余金の配当の議案に基づき算定されることとなる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>として算定することは、後者の方式と整合する考え方である。</u></p> <p><u>ただし、第2項に示されているように、本会計基準は、開示項目としての1株当たり当期純利益の算定方法を定めるものであり、会計処理に影響を与えるものではないため、本会計基準の適用により、利益処分が確定方式ではなく繰上方式によって会計処理される訳ではない。</u></p> <p>なお、1株当たり当期純利益を財務諸表に開示する際に利益処分案がまだ決議されていない場合には、<u>会計期間の利益に係る処分を基礎として普通株主に帰属しない金額は、利益処分案に基づき算定されることとなる。</u></p>	
<p>51. <u>我が国では慣行として、取締役及び監査役に対する賞与を、利益処分項目（役員賞与金）としている。しかしながら、1株当たり当期純利益の算定の目的は、普通株主に関する企業の成果を示すことにあ</u> <u>る（第3項参照）ため、普通株主に帰属しない役員賞与金は、1株当</u> <u>たり当期純利益の算定上、利益処分による優先配当と同様に、当期純</u> <u>利益から控除することが適当である（第15項(2)参照）。</u></p> <p><u>ただし、第2項でも示されているように、本会計基準は、開示項目としての1株当たり当期純利益の算定方法を定めるものであり、会計処理に影響を与えるものではない。したがって、役員賞与金を、利益処分案に含めて株主総会で決議した上で支給する場合でも、本会計基準の適用により、現在の会計慣行に従った会計処理が変更される訳ではないことに留意する必要がある。</u></p>	(削除)

改正前	改正後
<p>52. <u>利益処分による役員賞与金の額は、期末後の株主総会において決議されるが、非累積型配当優先株式の優先配当額の場合（第16項(2)参照）と同様に、1株当たり当期純利益の算定上、当該役員賞与金の額は、決議された株主総会の日の属する会計期間の当期純利益から控除するのではなく、対象となる会計期間の利益に係る処分を基礎として算定し、当該会計期間の当期純利益から控除することが適当であると考えられる（第17項参照）。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>53. <u>利益処分による優先配当額や役員賞与金を普通株主に帰属しない金額として損益計算書上の当期純利益から控除するのは、1株当たり当期純利益の算定の目的に照らして、普通株主に係る当期純利益を算定するためである。したがって、利益処分に関連する項目でも別途積立金のように、普通株主に帰属する金額は損益計算書上の当期純利益から控除しない。また、優先配当積立金や役員退職慰労積立金のように、普通株主に帰属しないと考えられる利益処分項目であっても、1株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係るものではない場合には、損益計算書上の当期純利益から控除する普通株主に帰属しない金額には該当しないことに留意する。</u></p>	<p>48. 優先配当額を普通株主に帰属しない金額として損益計算書上の当期純利益から控除するのは、1株当たり当期純利益の算定の目的に照らして普通株主に係る当期純利益を算定するためである。したがって、別途積立金のような普通株主に帰属する積立金の変動は計数の変動のみであって損益計算書上の当期純利益から控除しない。また、優先配当積立金や役員退職慰労積立金のような普通株主に帰属しない積立金の変動であっても、1株当たり当期純利益の算定対象となる会計期間に係るものではない場合には、損益計算書上の当期純利益から控除する普通株主に帰属しない金額には該当しないことに留意する必要がある。</p>
<p>61. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するにあたり、ワラントの希薄化効果を反映させる方式としては、以下が考えられる。  (1) 無調整方式（期末の株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定するが、行使による入金額の用途は考慮しない。）  (2) 自己株式方式（期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが</p>	<p>56. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定するにあたり、ワラントの希薄化効果を反映させる方式としては、以下が考えられる。  (1) 無調整方式（期末の株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定するが、行使による入金額の用途は考慮しない。）  (2) 自己株式方式（期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが</p>

改正前	改正後
<p>行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、自己株式の買受に用いたと仮定する。)</p> <p>(3) 利益調整方式(期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する。)</p> <p>本会計基準では、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の目的が、1株当たり当期純利益と同様に、企業の成果を示すこと(第3項参照)であり、それは過去の情報として算定することであるため期末の時点のみの株式数及び時価を考慮することは適当ではないこと、行使による入金額の用途は一概には決められないため自己株式の買受に用いたと仮定することにも一定の合理性があること、また、自己株式方式は従来の方法に類似し比較的簡便で客観的であることから、国際的な会計基準と同様に、(2)の自己株式方式を採用している。</p> <p>なお、我が国における<u>従来</u>の方法は、期中平均株価が行使価格を上回る場合、期末にワラントが行使され、期中平均株価で自己株式の買受を行うと仮定していたが、期中平均株価が行使価格を上回る場合に期中平均株価で自己株式の買受を行うと仮定するためには、期首にワラントが行使され、この入金額を用いて期中に平均的に自己株式を買い受けたと仮定することが、自己株式方式としては適当である。このため、本会計基準では、国際的な会計基準と同様に、期首にワラントが行使されたと仮定することとしている。</p>	<p>行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、自己株式の買受に用いたと仮定する。)</p> <p>(3) 利益調整方式(期中平均株価が行使価格を上回る場合、ワラントが行使されたと仮定し、また、行使による入金額は、例えば、国債への投資又は負債の返済に用いたと仮定する。)</p> <p>本会計基準では、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の目的が、1株当たり当期純利益と同様に、企業の成果を示すこと(第3項参照)であり、それは過去の情報として算定することであるため期末の時点のみの株式数及び時価を考慮することは適当ではないこと、行使による入金額の用途は一概には決められないため自己株式の買受に用いたと仮定することにも一定の合理性があること、また、自己株式方式は従来の方法に類似し比較的簡便で客観的であることから、国際的な会計基準と同様に、(2)の自己株式方式を採用している。</p> <p>なお、<u>以前の</u>我が国における方法は、期中平均株価が行使価格を上回る場合、期末にワラントが行使され、期中平均株価で自己株式の買受を行うと仮定していたが、期中平均株価が行使価格を上回る場合に期中平均株価で自己株式の買受を行うと仮定するためには、期首にワラントが行使され、この入金額を用いて期中に平均的に自己株式を買い受けたと仮定することが、自己株式方式としては適当である。このため、本会計基準では、国際的な会計基準と同様に、期首にワラントが行使されたと仮定することとしている。</p>
<p>65. 株式併合又は株式分割が当期に行われた場合、これは既存の普通株主に一律に影響するものであり、また、時系列比較を確保するため、</p>	<p>60. 株式併合又は株式分割が当期に行われた場合、これは既存の普通株主に一律に影響するものであり、また、時系列比較を確保するため、</p>

改正前	改正後
<p>前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示することが適当である(第32項参照)。同様に、株式併合又は株式分割が当期の貸借対照日後に行われた場合も、前期及び当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当該株式併合又は株式分割を反映して開示することが適当である(第33項参照)。</p>	<p>前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を開示することが適当である(第31項参照)。同様に、株式併合又は株式分割が当期の貸借対照表日後に行われた場合も、前期及び当期の1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当該株式併合又は株式分割を反映して開示することが適当である(第32項参照)。</p>
<p>67. <u>会計基準を最初に適用する中間財務諸表等及び財務諸表等において、本会計基準の適用は会計基準の変更による追加情報に該当するが、平成15年3月決算に係る財務諸表の監査から、会計基準の変更に伴う会計方針の変更については、正当な理由による会計方針の変更として取り扱われることとなる(監査基準の改訂に関する意見書 監査基準の改訂について 三 9 (3)参照)。いずれの場合でも、追加的に開示する額は第37項の(1)又は(2)の方法によるものとなる。</u></p>	<p>(削除)</p>